

まつもとほうじん

平成27年
(2015年) 4月号
第483号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

(安曇野市穂高有明にある『八面大王足湯』)

- 主 な 記 事 -

税制改正のあらまし.....	2 ~ 3 頁
税務ポイント.....	4 頁
皆さんこんにちは・角田稔氏.....	5 頁
頑張ってます・森下かなえさん.....	5 頁
労務レポート.....	6 ~ 7 頁
ふるさとの宝.....	7 頁
血液型と性格は本当に関係があるの?.....	8 頁
青年部・女性部コーナー.....	9 頁
福利厚生制度PR.....	10頁
4月の予定等.....	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、投稿川柳、あとがき.....	12頁
会員親睦ゴルフ大会ご案内.....	付録
平成27年度優良経理担当者表彰のご案内.....	付録
平成27年度年間行事日程計画表.....	付録

八面大王伝説 (安曇野市)

安曇野市穂高地域には古くから「八面大王伝説」が語り継がれている。興味深いのは、「八面大王 = 鬼(あるいは盗賊)」として捉えている物語と、「八面大王 = 地域の英雄」として捉えている物語両方が伝わっている点である。

いずれの説でも、八面大王は中央政府より派遣された軍により討伐され、その遺体はばらばらにされ各地に埋葬されている。この伝説に基づく地名が穂高地方を中心に点在し、観光名所となっている場所もある。(関連記事7頁)
(上兼健司編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

法人会 平成27年度 速報版

税制改正のあらまし(抜粋)



法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ（「地方税関係」参照）これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成28年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
（参考）大法人向け法人事業税所得割 ※地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
（参考）国・地方の法人実効税率 ※標準税率ベース	34.62%	32.11% （▲2.51%）	31.33% （▲3.29%）

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 欠損金の控除限度額の引下げ

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額の100%）が存置されます。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度
欠損金の控除限度額	繰越控除前の 所得金額の80%	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%

(2) 繰越期間の延長

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年（現行9年）に延長されます。

適用時期

(1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業

年度について適用されます。

(2)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3 受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当金の益金不算入制度について、現行の持株比率の基準及び益金不算入割合が見直され、次のとおりとなります。

現行		改正案	
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
		5%超1/3以下	50%
25%以上	100%	1/3超	100%

（注）持株比率5%超1/3以下の株式等及び持株比率5%以下の株式等については、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

4 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について、「一般試験研究費」の控除限度額が「法人税額の25%」に見直されるとともに、「特別試験研究費」の控除限度額を別枠化（5%）し、控除限度額の総枠が「法人税額の30%」とされました。また、「特別試験研究費」の範囲が拡充されるとともに、税額控除率についても引き上げられます。

《現 行》

控除限度の総枠		法人税額の30%（今年度末まで。原則は20%）
一般試験研究費	税額控除率	8～10%（中小法人12%）
	控除限度額	法人税額の30% （今年度末まで。原則は20%） ※控除限度超過額は1年間繰越。
特別試験研究費	範 囲	以下の試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究
	税額控除率	12%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度額の枠内

《改正案（平成27年度改正）》

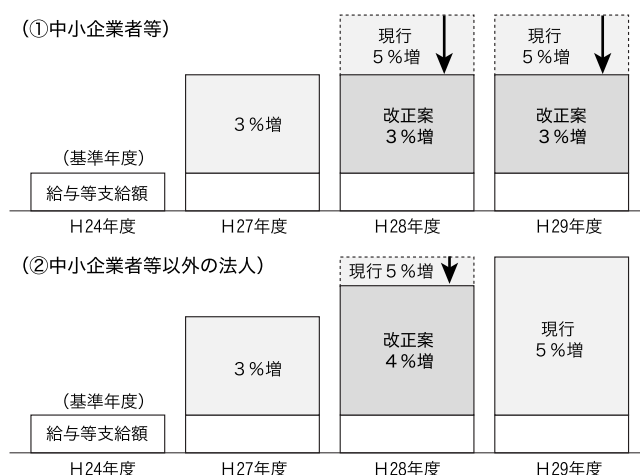
控除限度の総枠		法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	8～10%（中小法人12%）
	控除限度額	法人税額の25% 控除限度超過額の繰越は廃止。
特別試験研究費	範 囲	以下のとおり拡充 ・「中小企業者への委託研究」について、委託先に、公益法人等（社会医療法人等を含む）地方公共団体の機関・地方独立行政法人（公立病院を含む）等を追加 ・「中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加 の「国の試験研究機関等」の範囲の見直し 現行の「試験研究独立行政法人」を「国立研究開発法人」に見直し
	税額控除率	:30%、～：20%
	控除限度額	法人税額の5%（別枠）

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の見直しが行われます。



適用時期

の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。 の改正は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

6 地方拠点化税制の創設

企業の本社機能に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の承認を受けた企業に対して、一定の建物等に係る投資減税（特別償却又は税額控除）、雇用促進税制の特例が講じられます。

(例) 東京23区からの移転の場合

本社等の建物等に係る投資減税…特別償却25%又は税額控除7%（27・28年度。29年度は4%）

雇用促進税制の特例...地方拠点の増加雇用者数1人あたり最大80万円の税額控除(最大の場合、3年合計で140万円)

適用時期

投資減税については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認を受けた日から2年以内に取得等をする建物等について適用されます。

また、雇用促進税制の特例については、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

地方税関係

1 外形標準課税

(1) 法人事業税の税率の見直し

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおり改正されます。なお、法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税（付加価値割及び資本割）が2年間で1/2に拡大されます。

		現行	改正後	
			平成27年 4月 1日 以後開始事業年度	平成28年 4月 1日 以後開始事業年度
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注1) 所得割のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

(2) 外形標準課税の拡大による配慮措置

一定規模以下の法人において、事業税額が外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置が講じられます。

法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度が導入されます。

2 ふるさと納税の拡充

(1) 個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額の上限が個人住民税所得割の2割（現行1割）に拡充されます。

(2) 確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが創設されます。

適用時期

(1)の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。(2)の改正は平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。

* 本稿は、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

マイナンバー制度について

Q：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要について教えて下さい。

A：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるものであるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化につながることを目的として導入されます。

具体的には、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

個人番号は、平成27年10月から、住民票を有する国民全員に、市町村長が法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる12桁の個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、平成27年10月から、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。なお、法人番号は個人番号とは異なり、利用範囲の制約がありませんので、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

また、国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と個人番号を紐付けて効率的に情報の管理を行い、個人番号を利用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになります。

他人の個人番号を利用した成りすましを防止するための厳格な本人確認の仕組み、個人番号を保有する機関の情報管理や情報連携における個人情報保護の措置も取り入れています。

税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係

る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから個人番号・法人番号の記載が開始されることになります。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）
 - ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面(案)←(個人番号カードのイメージ)→裏面(案)



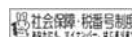
◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
（マイナンバー）
ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段のをクリック



<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。



皆さん
こんにちは♪

「長野県ただ一人の“三つ星ガーデンデザイナー”」

松本市新村にありますエクステリア&ガーデンデザイン『SEEDS』(合同会社フォーシーズン)

の代表の角田さんは、2004年にハウスメーカーのエクステリア部門の責任者をされている折に理想のエクステリアを目指しデザイン設計事務所『SEEDS』を設立し、2007年に退社独立をされ『合同会社フォーシーズン』を設立されました。戸建て住宅の外構エクステリアのお仕事で『デザインエクステリア』を提唱し、お施主様と共に作り上げるスタイルを確立されています。できるだけお施主様との打合せを入念にし、お施主様と共に良いものを作っておられ、代表の角田さんのモットーは『より良い人となり、より良いものを創る』を念頭にたくさんのお客様と接しておられます。

『一級造園施工管理技士・一級土木施工管理技士・一級エクステリアプランナー』の三つの資格を持ち、長野県ただ一人の『三つ星ガーデンデザイナー』の角田さんは、ご趣味も多彩で映画・格闘技・テニスそして松本山雅サポーターでいらっしゃいます。奥様と猫3匹、亀2匹と松本市波田にお住いの角田さん、最後に『エクステリアのことは何でも聞いてください!』と力強く、笑顔でおっしゃって下さいました。

(深澤和紀編集委員)



SEEDS (合同会社フォーシーズン)

松本市新村

代表社員 角田 稔氏



頑張ってます!!

『男性の「美」も
トータルサポート』

エステサロン

『レイジアDaySpa松本』
(株)ナチュラルティスト)

松本市小屋南

代表取締役 森下かなえ氏

松本市小屋南にあるエステサロン『レイジアDaySpa松本』は、2010年のオープン以来、市内唯一の最新鋭マシンを導入し、脱毛・シミケア・毛穴ケア・痩身等、女性はもちろん男性も、高校生から60代まで幅広い年齢層のあらゆるニーズにお応えしています。

全国に6店舗を構える「レイジア」を運営するのは、帝国データバンク「主要企業要覧」に8年連続で選出されている、森下さんが代表を務める(株)ナチュラルティスト(静岡県浜松市)です。

特に自信を持つのが、全国でも希少な眉毛・耳毛・鼻毛といった部位やVIOライン等の特殊部位まで対応できる脱毛技術です。独自の「レイジア光脱毛」は痛みが少なく、通常2~3年かかる脱毛が、レイジアの高度な技術なら、最短10ヶ月で大きな効果を実現し、これまでに「抜けなかった」「また生えてきた」等のクレームが無いことが実力を証明しています。

森下さんは、「近年特に男性客からのニーズの高まりを強く感じています。無料脱毛体験もできますのでお気軽にお声掛け下さい。」と語られます。レイジアは、TVCM放送中で、創業から11年トータルサポートでエステが受けられ、数多くの実績と信頼を誇る優良サロンです。興味を持たれた方は「レイジア」を一度ご検索下さい!(☎0120-973-559)

(上兼健司編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めています。



労務レポート

リーダー教育につきて

社会保険労務士 高 砂 礼 次



会社におけるリーダーの登用・選抜方法は社員のモチベーションに影響しますので非常に重要なポイントとなります。

リーダーとなる人物には、リーダーにふさわしい人間的素質と考え方が求められます。まず重要だと思われる点は“玉磨かざれば光らず”という言葉もあるように、自分の人格向上に日々努めることが出来る人物かどうかという点です。もう一つは「3即・3定」という考え方に基づいた行動がとれる人物である点。すなわち「3即＝即時（その時）・即座（その場で）・即応（すぐに）」、「3定＝定位・定品・定量」という感覚ですが、このことを有意注意で習慣化し実践できることがリーダーの資質として大切な部分であると思われます。人間は無意識で行動することが多く、それが当たり前になってしまいがちですが、手抜きは人間を、組織を成長させません。漫然と行動するのではなく、何事に対しても疑問を持つてみるのが重要です。そして“隗より始めよ”という姿勢を自ら実践できる人物がリーダーとなることで、良い組織が作り出されていくのだと思います。

会社においてリーダーとして組織を運営するということは経営するということです。それは社員の生活や将来に対して責任を持つことを意味します。ですから、自ら与えられた部署での仕事については、コアな部分までの理解と、実務も出来なければなりませんし、他部署とも協力して組織全体を盛り立てていく気概を持つことが求められます。社長一人では経営は出来ません。上司、部下、関係者間で円滑な情報の共有化が実現することが

重要となるので、リーダーとなる人物には、経営者と従業員をつなぐ役割も担ってもらうこととなります。加えて、前述のように自ら努力を重ね成長していく姿勢や「ポジティブ思考」も必要であり、それらとともに「健康」も重要な素質になります。福沢諭吉が語ったリーダー論でも最初に登場するほど健康はリーダーにとって重要な素質です。身体の健康だけではなく、心の雑草をいつでも取り除く、自己を律する力も求められます。

このように様々な素質・姿勢が求められるリーダーですが、その力を向上させるために次の点を心掛けた教育をお勧めいたします。

- 1：管理者の経営参画
（部下から見られていることを知り、自ら律し模範になる）
- 2：目標達成へのマネジメントとプロセスアクション
（出来ると信じる）
- 3：管理者としての調整能力と統制機能
（企画・計画・組織・指令・協調・統制）
- 4：組織の活性化
（チャレンジ精神を持つ）
- 5：管理者としての行動イノベーションと自己啓発
（開拓者であれ）
- 6：情報活用と管理能力
（共有と共用）
- 7：問題発見力と解決能力
（訓練と完結する力）
- 8：コミュニケーション能力

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

(相手をどれだけ知るか、聴く力)

9: ビジネスセンス

(知識より実践で磨く)

10: 部下の力の引き出し方法と応援

(人のために尽くす「利他の心」)

11: 管理職としての思い・考え方

(夢・ポジティブな考え方)

こうした内容の教育を受けると共に、謙虚な気持ち忘れずに、日々努力を重ね、仕事をしていく中で成長していく信念を持って理想のリーダー像を目指して欲しいものです。

日常業務の中でリーダーは、自社創業の精神・経営理念、会社の方針を理解実践し、自分が管理する部署全体が同じく理解実践するよう管理し、評価することが求められます。こうした一連の流れを確立するために、PCDA管理サイクル、様々な改善活動、品質管理など管理業務を進めること

で組織を強化し、同時に、組織内で積極的なコミュニケーションを図り、仲間や部下との絆を深め、仕事を通じて人材を育成していく必要があります。その結果として顧客満足、売上の向上を目指します。ここまで述べてきましたように、組織のリーダーにとって大切なことは、学歴、職歴、年功ではなく、自らを常に成長させていくという心構えと組織全体を成長させていく職務遂行能力ではないかと考えます。こうした人物に機会が与えられ、力を発揮できるような企業風土を作り上げることが、企業、従業員にとって非常に重要なことと思われれます。

今回は「改正労働安全衛生法」につきましてレポートいたします。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

№204

— 鬼か？英雄か？ —

「八面大王伝説」

安曇野市穂高地域に語り継がれる「八面大王伝説」。江戸時代に当地を治めていた松本藩が編纂した地誌『信府統記』や、安曇平の歴史を記す『仁科濫觴記(にしならんしょうき)』では、8～9世紀頃、有明山の麓に拠点を構えた鬼(あるいは盗賊)として「八面大王」の名が記されている。地域を大いに荒らしたが、東北に勢力を拡げる蝦夷討伐を中央政府に命じられた坂上田村麻呂が道中、信濃の国を通り、困った住民達の求めに応じて八面大王を討伐したという。

一方で地元には上記とは正反対の内容で、坂上田村麻呂が蝦夷討伐に向かう際に、途上にある信

濃の民に食糧や労役など無理難題を次々に押し付け住民達を大いに困らせたため、見るに見かねて仲間達と共に中央政府軍に立ち向かった地域の英雄として「八面大王」を語り継ぐ伝説も存在する。

いずれの説でも討たれた大王が復活しないようにその遺体をばらばらにして、各地に埋めたという。例えば人気観光地となっている「大王農場」には大王の胴体が埋められているとされ、それ以外にも耳塚や立足など伝説にちなんだ地名が付けられている。

“悪”と“善”、一体どちらが本当の「八面大王」なのか今となれば知る由もないが、長い時を超えて今なお語り継がれる伝説を後世にも受け継いでいきたい。
(上兼健司編集委員)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

信州松本・美ヶ原温泉

民芸の宿



すきもと

〒390-0221 信州松本美ヶ原温泉
TEL(0263)32-3379(代) FAX(0263)33-5830

血液型と性格は本当に関係があるの？

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

科学的根拠はないと言われながら、根強い信奉者もどの国を探しても日本人ほど血液型の話の好きな民族はいない、というのが世界の定説です。初対面の挨拶は、まず出身地を聞き、さらに血液型を尋ねるのが仲良くなるコツ、と言われた時期もありました。この血液型に欧米人はほとんど無関心ですし、他は韓国と台湾で少し話題になる程度ようです。

私たちが口にする血液型とは、A B O式と呼ばれる4つの分類法です。血液型の分け方には約300種類ありますが、この方式は単純で理解しやすい上に、そもそもは輸血が迅速に行われることを目的にしています。戦時中の空襲被災におびえていた日本では、判定を受けて防空ずきんに自分の血液型を記入させられたので、関心が格段に強まったと言われます。

平和になった戦後は、雑誌やテレビが無難な話題の血液型を盛んに取り上げ、中でも性格診断が注目を集めました。例えばA型は完全主義、神経質、B型は楽天主義、遊び好き、A B型は理想主義、クール、O型は自己主義、シビア、といった具合です。それぞれの特性を10以上も列記する本も現れました。

次に騒がれたのは、相性診断です。同じ血液型同士の結婚は良くないとか、子宝に恵まれる組み合わせはどうか、とかです。

健康診断と称するものもあって、インフルエンザなどの感染症に気を付けねばならないのはどれか、消化器系に遺伝的な問題があるので胃かいように注意を要するのはどれか、などです。ダイエットが効く血液型はどれか、も話題になりました。

予防医学の進歩でこうした健康関連説は余り唱えられなくなりましたが、性格関連説や相性診断は科学的な根拠がないという否定説が非常に多くなりながら、神話のように堅く信じている人もまだ根強く残っています。それは性格の特性に「誰からも好かれたいと思っている」などと、あいまいな記述があると、自分はそうだと確信し、他の記述は見えなくなる人間の「思い込み」という心理状態も強く影響しているようです。

日本特有の「ブラハラ」という血液型による職業差別

日本人は他にも手相や顔相を好む民族ではありますが、この血液型論は一部で、笑い話やお茶飲み話では

収まらない事態を巻き起こしてしまいました。血液型によって就職試験での合格、不合格が決まったり、職場で配置転換が行われたりする動きが実際に出てきたのです。大企業の中にも、最終面接に残った優秀な人材に優劣がないと、苦肉の策として血液型で振るい落としを決めるところがある、と報じられたことがありました。

皆さんは「ブラハラ」という言葉をご存じでしょうか。セクシャル・ハラスメントを略した「セクハラ」、上司がパワー 権力 を振りかざして部下をいたぶる「パワハラ」と同じく、片仮名4文字の差別、いじめ言葉です。ブラとはブラッドタイプ 血液型 の略。正式にはブラッドタイプ・ハラスメントになりますが、初めに血液型の話は日本の専売特許のようなものと述べた通り、完全な和製英語です。外国でこの言葉を紹介する場合はその前に必ずジャパンが付きます。日本特有の血液型による職業差別、ということです。

こうなると行政機関の出番です。厚生労働省は各企業に対し、

「血液型は個人の能力や職業への適性に何の関係もありません」と、繰り返し呼びかけています。また、企業の用意している履歴書の中から、血液型の記入欄を削除するように強く求めている自治体もあります。日米で計1万人のアンケート調査を基に血液型と性格は無関係という大論文が発表され、一応の決着はついたのですが、大いに関係ありとする書物がかつて多く出版されて、今も残っています。ですからブラハラをなくすには、辛抱強く指導に当たる必要があります。

参考までに日本人の血液型は多い順に、分かりやすい概数ですが、A型40%、O型30%。B型20%、A B型10%です。全世界ではO型が圧倒的に多く、70%を占めています。

[筆者紹介]

大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

青年部コーナー

——第40回通常総会・ 創立40周年記念式典——

昭和50年の創立以来、様々な内容の研修会や社会貢献活動等を通じて自己研鑽に励み、部員間の親睦を深めてきた松本法人会青年部が皆様の多大なるご協力に支えられ、本年度創立40周年を迎えます。

つきましては、下記要領にて創立40周年記念式典を開催いたします。(第40回通常総会に併せて実施)

日時 4月22日(水) 16:10～19:50

〔通常総会〕 16:10～16:55

* 平成26年度事業報告、および決算報告

* 平成27年度事業計画案、および予算案

* 役員改選案 等

〔創立40周年記念式典〕 17:30～18:10

* 式辞

* 新HPお披露目 等

〔祝賀会〕 18:20～19:50

会場 松本東急REIホテル(松本東急イン)

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

女性部コーナー

——第36回通常総会——

松本法人会女性部では第36回目の通常総会を下記要領にて実施いたします。総会に先駆け、松本税務署法人課税第一部門より小泉統括官さんを講師にお招きし、研修会を開催いたします。



日時 4月17日(金) 15:30～19:30

〔研修会〕 15:30～16:30

税務署の目標と評価

《時代の要請に合った税務行政》

講師：松本税務署法人課税第一部門

統括官 小泉 潤 氏

〔通常総会〕 16:40～17:20

〔祝賀会〕 17:30～19:30

会場 松本東急REIホテル(松本東急イン)

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。



「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした
預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して
納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが**24時間利用**※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが
行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

検索

法人会会員企業のみなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

>

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げなどのお取扱いとなります。
- この資料は、平成27年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-26-1003(平成27年1月23日)

4月の予定

2日税制委員会・同グループ会議 3日広報委員会・同編集会議 8日組織委員会 9日正副会長会、役員会 16日研修委員会 17日女性部総会 20日厚生委員会 21日決算説明会(塩尻) 22日青年部総会・創立40周年記念式典 23日決算説明会(松本) 24日総務委員会 28日監査会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/3月決算法人対象)
【塩尻会場】4月21日(火) 14:00~16:00
塩尻市市民交流センター(えんぱーく)4階会議室
【松本会場】4月23日(木) 10:00~12:00/
14:00~16:00(2回開催)
あがたの森文化会館講堂

青年部・女性部 部員募集中!!



税についてはもちろん、経営、健康、文化などの知識を深める研修会や異業種間交流を通じ企業の発展と人材育成の一助となるよう積極的に活動しております。ご興味をお持ちの方はお気軽に事務局までお問い合わせ下さい!!(事務局0263-35-8080)

新任のご挨拶



大同生命保険㈱
—松本支社—

角南 俊之 営業課長

前任の谷井(営業課長)に代わり、4月1日より松本法人会のみなさまを担当させていただくことになりました角南 俊之(すなみ としゆき)と申します。アウトドア派の私には中信松本での勤務はたまらなく胸躍る思いです。また、信州の中心松本法人会さま担当の名に恥じないよう、身を引き締めて参りますので、前任同様ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。



中川 賢次 営業課長

この度、角南(営業課長)と共に松本法人会さまを担当させていただくことになりました中川 賢次(なかがわ けんじ)と申します。

大阪府出身の関西人ですが、一日も早くこの地に慣れて、みなさまと信頼関係が築けられるようがんばりたいと思います。色々ご指導いただくこともあるかと存じますが、宜しくお願い申し上げます。

塩尻部会視察研修旅行

塩尻部会(部会長:吉田詔一氏)では、2月22~23日に東京方面への視察研修旅行を実施しました。今回は大雪で中止となった昨年とほぼ



四季劇場[春]前



東京証券取引所内

同じ内容で、初日は四季劇場[春]で「ライオンキング」を観劇し、2日目は東京証券取引所、築地市場、東京スカイツリー・東京ソラマチを視察しました。春節の時期に重なり、東京は中華圏からの観光客で賑わっていました。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD-ROM デジタルカメラ デジタル写真機
手書きのイラストでも
素材を組み合わせて
めざまし企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-35-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



『櫛木城跡』



松本市波田上波田にありますが『櫛木城跡』。ここは昔無量山再興寺の境内の一部に築かれた居館で、小笠原氏がはじめ抵抗をしていた梓川の西牧氏を押さえ、また飛騨・木曾方面の勢力に備えるために波田山城を詰め城とし、その山麓に有力な櫛木氏の軍団を常駐されたものです。櫛木氏は小笠原氏の一族であったが、武田信玄に破れて滅亡したようです。その時に廃城になったものと考えられています。(深澤和紀編集委員)

株Gakuオリジナル企画

リンパマッサージと
リラクゼーションエステのお店

C*ROOM

C-ROOMはアットホームな雰囲気でおくつろぎいただけるサロンです。

クレジットもご利用できます。HPもご覧下さい。 **C-ROOM** 検索

C-ROOM本店 東筑摩郡山形村8186

☎0120-82-1616

C-ROOM徳高店 安曇野市徳高4303-1(北棟2F) ☎0120-53-1313

フォーシーズンLLC

・エクステリアと庭・設計施工の専門プロ SHOP

SEEDS
シーズ

エクステリア &
ガーデンデザイン



【営業時間】9:00～19:00

【定休日】火曜

松本市新村 518-1

☎ (0263)40-3125

http://www.seeds-garden.jp

代表 三ツ星ガーデンデザイナー 角田 稔

投稿

川柳
コーナー

疾風の
様に金とぶ

新学期

力五分

勝負の分け目は
時の運

候補叫ぶ

当選のあと

公約守ってネ

無筆

あとかぎ

『三寒四温』とは冬
期に寒い日が3日ほ
ど続く、そのあと4日ほど温暖な日が続く、また寒くなるように7日周期で寒暖が繰り返される現象です。朝鮮半島や中国北東部に典型的に現れる現象で、日本にもみられ、一般的には寒い日は晴れで、暖かい日は天気が悪い。日本では本来は冬の気候の特徴として使われてきましたが、最近では春先に使われることが多いようです。もととは中国北東部や朝鮮半島におけることわざで、シベリア高気圧の勢力がほぼ7日の周期で強まったり弱まったりするからと考えられています。しかし、日本付近の天候はシベリア高気圧だけでなく、太平洋高気圧の影響も受けるので、三寒四温が日本でははっきりと現れることはなく、一冬に一度あるかないかという程度です。そのため近年では本来の意味から外れて、春先に低気圧と高気圧が交互にやってきたときの気温の周期的な変化という意味合いで使用されることが多いそうです。木々の花芽も膨らみ始め、春本番まであと少し。桜咲く時が間近です。4月はいろいろなスタートの時ですね。私も初心に帰って頑張りたいです。

(深澤)
上兼健司、
深澤和紀)



注"まつもとほうじん"の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 塚田 哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社